

平成26年度 東京都普通交付税の算定結果について

本日、平成26年度の普通交付税額が決定され、総務大臣から通知されましたので、お知らせします。

<算定結果の概要>

○ 東京都は、昭和29年度の交付税制度発足以来引き続き、不交付団体となりました。

- 東京都の算定は、地方交付税法に基づき、道府県分と大都市分を合算し、東京都と特別区（23区）をあわせて1つの自治体とみなして行われます。

道府県分…東京都が行う道府県行政を算定するもの

大都市分…特別区の区域内で東京都及び特別区が行う市町村行政を算定するもの

- 道府県分と大都市分を合算した財源超過額は、7,064億円となりました。

(単位:億円)

区 分	26年度	25年度	増減額
基準財政収入額 A	42,266	38,669	3,597
道府県分	19,991	17,688	2,302
大都市分	22,276	20,981	1,295
基準財政需要額 B	35,203	35,360	△ 157
道府県分	19,817	19,765	52
大都市分	15,386	15,595	△ 210
財源超過額 A-B	7,064	3,309	3,754
道府県分	174	△ 2,076	2,250
大都市分	6,890	5,386	1,504

注1) 平成25年度以降は、道府県分、大都市分ともに臨時財政対策債発行可能額はない。

注2) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

○ 財源超過額は、国が定める基準により算定された、交付税制度における配分技術上の数字であり、都財政の実態を反映するものではありません。

- 交付税算定上、昼間流入人口等が補正に十分反映されていないなど、東京都の膨大な財政需要の実態を捉えきれていないとは言えません。
- 近年、基準財政需要額の算定に用いる補正係数の見直しなどにより、財政力の弱い自治体に手厚い配分がなされています。
- 東京都と特別区をあわせて1つの自治体とみなして算定されるため、自治体としての東京都の実態を表すものではありません。

<問い合わせ先>

財務局主計部財政課 電話 03-5388-2669

＜参考＞今回の算定結果に対する東京都の考え方

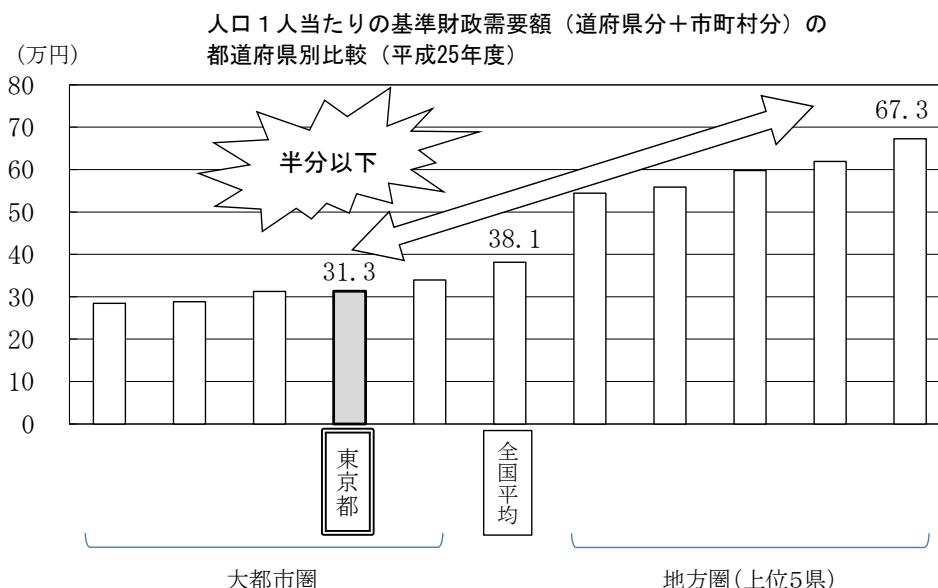
- 地方交付税の算定は、限られた地方交付税の総額を全国の地方自治体に配分するための手続きです。
- 地方交付税算定上の財源超過額は、国が定める基準により算定された、配分技術上の数字であり、都財政の実態を表すものではありません。
- また、交付税算定では、首都である東京都特有の財政需要が適切に反映されているとは言えません。

交付税算定は地方交付税総額を各自治体へ配分するための手続き

- 年末の地方財政対策を巡る総務省と財務省の折衝によって、地方財政計画が決定され、翌年度の地方交付税総額が決められます。
- 各自治体に配分する際は、総額と整合するように様々な係数の調整がなされた上で、各自治体の基準財政需要額、基準財政収入額が算定されます。
- つまり、交付税算定は、地方財政計画で決定された総額を各自治体に配分するための手続きであり、その結果算定される東京都の財源超過額は、配分技術上の数字に過ぎません。

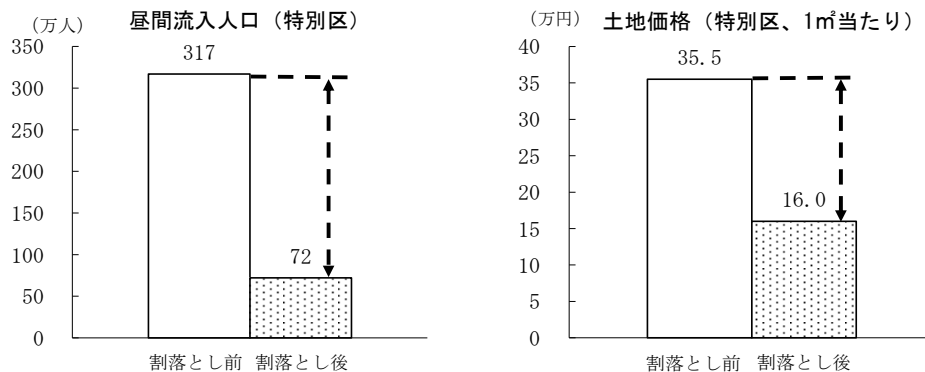
基準財政需要額算定の考え方と財政需要の実態のかい離

- 基準財政需要額は、道府県分は人口 170 万人、市町村分は人口 10 万人を標準団体とし、その団体の需要を基準に算定します。
- 算定に当たっては、各自治体の人口規模、面積、都市化の程度といった自然的・社会的条件に応じた補正が行われます。
- 大都市圏と地方圏を比較すると、人口規模によるスケールメリットが加味される一方、大都市圏の需要が十分に反映されていないため、大都市圏の人口 1 人当たりの基準財政需要額は、地方圏の最も大きい県の半分以下となり、大きな差が生じています。

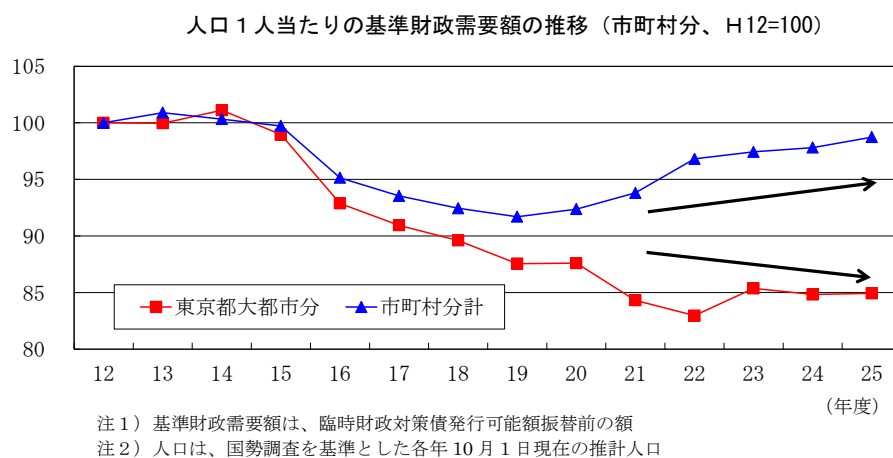


注 1) 基準財政需要額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の額
注 2) 人口は、国勢調査を基準とした平成 25 年 10 月 1 日現在の推計人口

- また、都においては、算定に用いられる昼間流入人口等の数値自体に割落としがかけられるなど、大都市特有の膨大な財政需要の実態を捉えきれていないとは言えません。

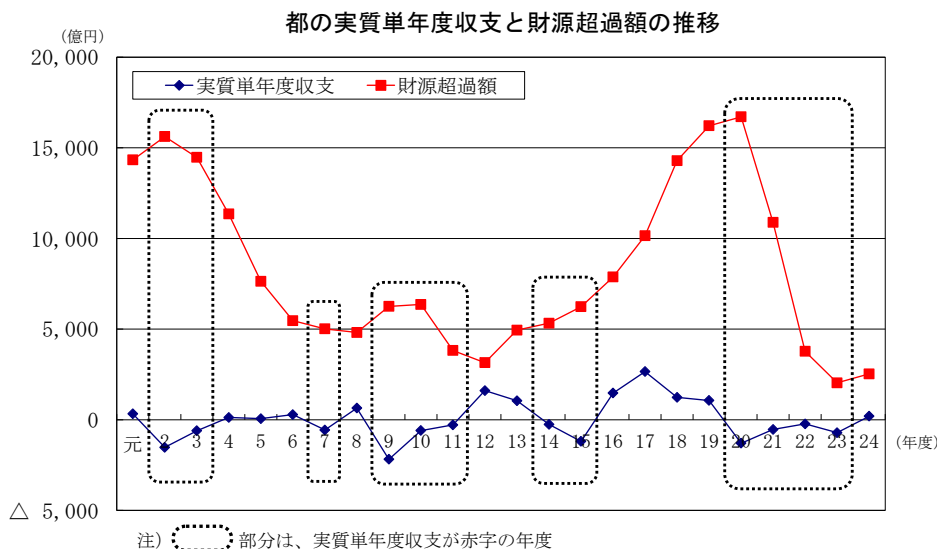


- さらに、市町村分では、近年、財政力の弱い自治体へ手厚く配分するための補正係数の見直しが行われているほか、大都市圏の財政需要を反映するための補正係数が引き下げられ、市町村全体と都の大都市分との算定動向の差が大きくなっています。



交付税算定上の財源超過額と実際の財政状況との比較

- 一部には、交付税算定上の財源超過額があることをもって余剰な財源があるとの主張があります。しかしながら、単年度収支から基金の積立や取崩などの実質的な黒字要素や赤字要素を控除した実質単年度収支と財源超過額を比較すると、実質単年度収支が赤字で都財政が厳しい状況にあっても、交付税算定上は巨額の財源超過額が計上されてきました。



- このように、交付税算定の結果は、都財政の実態を表すものではありません。